

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣誓する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

潮来市長

公表日

平成29年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 情報提供に必要な特定個人情報を副本とし中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の第56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の74, 75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 30, 87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	潮来市 市民福祉部 子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 小沼 雅義
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	潮来市 総務部 総務課 茨城県潮来市辻626番地 0299-63-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	潮来市 市民福祉部 子育て支援課 茨城県潮来市辻626番地 0299-63-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明